

総 則

紀北工業高等学校生徒は本校の教育方針に則り高校生としての自覚を持ち質実剛健の気風を養うとともに民主的
社会建設のため次に掲げる各事項をよく心得て、これの実践に努めなければならない。

第1章 風 紀

次に掲げるものについては厳禁する。

- 1 喫煙・飲酒。
- 2 暴力行為、脅迫行為、賭博行為。
- 3 有機溶剤、接着剤、塗料、薬品等の不健全使用。
- 4 不正行為(カンニング等)。
- 5 淫行、わいせつ行為。
- 6 凶器、その他薬剤品の所持。
- 7 火気一切の所持。
- 8 政治的活動(18歳以上はその限りではない)。
- 9 学校内で、学校の許可なくして、みだりに印刷物を配布する事。

第2章 服 装

常に清潔・簡素に努め、いたずらに華美にならないように注意する。

1 帽 子

着用する場合、簡素なデザインのもので、華美にならない色合いのものとする。
ただし、校内ではかぶらない。

2 頭髪・ピアス・化粧

常に就職活動等で本校生徒が自信をもって取り組めるよう、流行に左右されない髪型を基本とする。

- パーマ・ウェーブパーマ・染色・脱色・特殊な髪型(ドレットヘアー等)・額のそり込み
付け毛(ヘアエクステンション)は禁止する。
- 装飾品(ピアス・ネックレス・指輪等)、整髪剤、化粧、ネイル等も禁止する。

3 通学服

《冬服装—10月1日～5月31日》

学生服着用の場合、標準学生服・標準学生ズボンを必ず着用する。

- (1) 長ラン・短ラン等の変形学生服・変形ズボンの着用は禁止する。
- (2) 校章は右襟・科章は左襟に必ずつけること。
- (3) 上着のボタンは学校指定のものをつけること。袖ボタンは左右とも2個つけること。
- (4) ベルトは必ず着用し、質素な色合いのものを使用する。
- (5) 学生服(上着)の脱衣は、下記の場合に限る。
 - ① 昼食時、休憩時、自習時間等で身体の運動により、衛生上脱衣が必要と考えられる場合。
 - ② 授業及び自習時間に担当教員から許可を得た場合。
 - ③ 以上、いずれの場合も下着は学校指定のカッターシャツに限る。(学校指定のベスト着用可)
- (6) ブレザー着用の場合、学校指定のブレザー・スカートまたはスラックスを必ず着用する。
 - ① 左胸のポケットの上に校章(エンブレム)を必ずつける。
 - ② スカートの裾は必ず膝までとし、巻き上げたり丈を改造しないこと。
 - ③ ベスト及びスラックスは学校指定のものとする。カーディガン、セーターについては紺または黒色を着用すること。
 - ④ リボン・ネクタイを着用する場合は、学校指定のものを着用すること。
- (7) ブレザー(上着)の脱衣は下記の場合に限る。
 - ① 昼食時、休憩時、自習時間等で身体の運動により、衛生上脱衣が必要と考えられる場合。
 - ② 授業及び自習時間に担当教員から許可を得た場合。

③ 以上、いずれの場合も下着は学校指定のカッターシャツに限る。(学校指定のベスト着用可)
《夏服装…6月1日～9月30日》

上衣は、学校指定のカッターシャツとする。ズボンは標準学生ズボン、スカート・スラックスは学校指定のものを着用すること。(学校指定のベスト着用可)

(8) 正課体育用のTシャツを下着として着用しないこと。

4 その他

(1) 通学用の靴は華美にならない色合いのものを使用すること。

(2) 靴の踵の部分を踏まずに、正しく大切に履く。

(3) 靴下は華美にならない色合いのものとする。

(4) 靴はシンプルなものを使用する。ただし、紙袋や変形靴は禁止する。

(5) 防寒具について

簡素なデザインや色合いのものとする。ただし校内では脱衣すること。校内で着用する場合は、必ず学級担任を通じて学校の許可を得ること。また、膝かけについては教室のみでの使用とし、華美でないものとする。ただし考査時は使用禁止とする。

第3章 学校生活について

- 1 登校してから下校するまでの間は外出しないこと。ただし、やむを得ない場合は、担任に許可を得ること。
- 2 学用品、その他の所持品には必ず氏名を明記すること。
- 3 物品・金銭の貸し借りをしないこと。
- 4 学用品は、毎日持ち帰ること。ただし、体育館シューズは置いても良い。
- 5 学校生活に不要な雑誌や器具、菓子類、物品を持参しないこと。
- 6 携帯電話等の学校への持ち込みは禁止とする。
- 7 校内では定められた場所(生徒ホール・HR教室)以外での飲食をしないこと。
- 8 始業時間を厳守し、チャイムとともに着席すること。
- 9 紙くず、その他のゴミは必ず所定の場所に捨てること。
- 10 掃除用具その他の公共物はすべて丁寧に取り扱い、その保管に十分注意すること。
- 11 教室の清掃終了後及び教室移動時は、日直が確実に施錠し日誌を担任に届けること。
- 12 欠席・遅刻・早退の場合は、保護者より担任に必ず届け出ること。
なお、1週間以上病気で欠席する場合は、医師の診断書を提出すること。
- 13 登下校の際は、本校の社会的信用を失うことの無いよう良識のある行動に努めること。
- 14 登下校に際して、交通ルールやマナーを遵守することにより、自他の生命を尊重し合うこと。
- 15 電車・バス等の公共交通機関を利用する者は係員の指示に従い、他の乗客の迷惑な行為のないようにする。
- 16 授業日以外の日であっても登校する場合は、必ず制服を着用すること。
- 17 交際については、明朗健全にして節度・モラルを守ること。

第4章 校外生活について

- 1 未成年者立入禁止場所をはじめ、高校生として好ましくない場所・施設への立ち入りを禁止する。
- 2 外出するときは必ず保護者の了解を得ること。
夜間の場合は、午後10時までとする。外泊は特に事情がない限り、禁止する。
- 3 アルバイトは、担任に届け願いを提出すること。
- 4 単車・自動車の免許取得等について、「3+1ない運動」を推奨すること。

第5章 特別指導について

特別指導は、別室指導と授業出席指導を行う。別室指導は当該生徒が学校に登校し、別室で授業時間に授業担当が出席と見なせる課題を与え、授業時間終了後に事象に応じた課題を与えることで、自らの行動と向き合わせるとともに反省を促すことを目的とする。授業出席指導は当該生徒の生活態度や学習態度を観察しながら、学校生活全般を通して内省を促すことを目的とする。